

## 協議結果

- 1 協議事項 鎌ケ谷市地域公共交通会議における生活バスちばにうの取扱いについて  
(鎌ケ谷市地域公共交通会議の事案対象外とする。)
- 2 書面協議の回答 鎌ケ谷市地域公共交通会議委員14名(会長は除く)、全員が回答。  
その内訳は以下のとおり。
  - ・承認する (13名)
  - ・承認しない (1名)
- 3 書面協議の結果 鎌ケ谷市地域公共交通会議設置要綱第5条第2項に基づき、事案対象外とする意見が過半数を超えているため、鎌ケ谷市地域公共交通会議における生活バスちばにうの取扱いは事案対象外とする。